

返戻金制度について

許可番号 23—ユ—300295

株式会社プロテックス

当社は、下記の通り、返戻金制度を設けております。

記

当社は、職業紹介により入社した求職者について、自己都合を理由に退職された場合、求職者から支払いを受けた紹介手数料を入社1ヶ月未満は80%相当額、3ヶ月未満は50%相当額、6ヶ月未満で退職した場合は10%相当額を返金いたします。

但し、求職者の責に帰すべき事由に起因する退職、求職者の都合による解雇、または本人の死亡、業務をしがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合、紹介予定派遣、派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用されないものとします。

〈上記につきましては、契約書・覚書等で別途定めた場合は、当該定めによります。〉

以上